

一般社団法人
北海道農業建設協会事務局長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

工事及び委託業務の情報共有システム活用要領の一部改正について（通知）
農業農村整備事業等の工事及び委託業務における、工事及び委託業務の情報共有システム活用要領について（令和6年(2024年)2月19日付け事調第1169号）別紙の新旧対照表のとおり一部改正します。

記

1 対象工事及び業務

原則として全ての工事及び委託業務とする。

ただし、次に該当する場合には、適用を除外できる。

- （1） 災害復旧など、緊急に実施する場合
- （2） 工期、業務期間が短い（約1ヶ月程度）場合
- （3） その他、情報共有システムを活用しても効率化が図られない場合

2 適用年月日 本通知日以降に行われる入札の工事及び委託業務から適用

（ 技 術 指 導 係 27-182
設 計 積 算 係 27-188
主 査（事業契約） 27-168 ）